

回覧印																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



No. 7  
2010. 3. 24

発行所  
大阪市北区中之島1丁目3-20  
大阪役所内  
大阪市職員労働組合

## 2010年度要員問題についての第3回団体交渉

2010年度要員問題について、市職本部闘争委員会は、3月24日午後3時30分より市側村上総務局長以下と団体交渉を行った。

組合「昨年10月2日に、2010年度要員確保について市側に申し入れ、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するサービスを提供するためには、業務内容・業務量に見合った執行体制が不可欠であり、市民生活を支える行政内容の質や水準を低下させないためにも、労働強化をきたさない要員配置が必要との立場を表明し、市側の考え方と誠意ある対応を強く求めたところである。

その際市側からは、「事務事業全般にわたり、これまでの業務執行体制や執行方法の総点検を行う」「事務事業の再構築を大胆に行う」「業務量・業務内容に見合った業務執行体制を構築する」ことが示され、「各所属において、事務事業の再構築を大胆に行うなど、来年度の業務執行体制を構築していくにあたっては、個々具体の業務を実施・把握している各所属・支部間において、十分な意見交換などを誠意と責任をもって行っていく」ことも表明された。

その後、1月19日の団体交渉で市側の回答を求めたが、要員配置にかかる具体の考え方が示されず、我々としては早急に考え方を明らかにするよう強く求めてきたところである。

そのうえで、要員問題については、すでに相当の時間が経過しており、年度末を控えたギリギリの日程の中で、市側の次年度業務執行体制と要員確保に向けた具体の考え方を明らかにされたい。」

市側「前回の交渉において、来年度の業務執行体制の確立に向けては、早急に成案を取りまとめ、所属・支部における十分な交渉・協議を行うことができるよう、誠意を持って対応してまいりたいと述べたところである。既に、前回の交渉から一定の時間が経過し、年度末を目の前にしたギリギリの時期に至っていることについては認識しており、大変厳しい行財政状況の中ではあるが、私どもとして精一杯の回答を示してまいりたい。

平成22年度要員問題について（回答）

1. 平成22年度の事務事業執行体制については、所属・支部におけるこの間の協議内容を踏まえ、市民サービスの低下を来たすことなく、また、行政責任を確保しつつ、職員の勤務労働条件を確保したうえで、業務内容・業務量に見合った体制としてまいりたい。
2. 職員配置については、平成22年度における業務の執行に必要な体制を職員定数としたうえで、年度当初に配置してまいりたいと考えており、各事務事業の「仕事と人」のあり様について、年度末に向けて今後とも誠意をもって協議を行ってまいりたい。

(裏面へつづきます)

3. 法令などにより要員の基準が定められている職場への対応については、職場実態を精査しつつ、関係所属と協議しながら、引き続き検討し対処したい。
4. 免許職員等の専門職員については、今日の厳しい事態について理解を得るとともに、申し入れの趣旨を受け止め、関係所属と十分検討・協議しつつ対処したい。

私どもとしては、本市の厳しい行財政状況を克服するためには、スピード感をもって改革を断行しなければならないと考えている。そのうえで、社会経済情勢の変化に即応し、高度化、複雑化する市民ニーズに適切に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないと認識から、本市の事務事業全般にわたる総点検を行い、事務事業の再構築を大胆に行ってまいらなければならないと考えている。

前回の交渉以降、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、皆様方と意見交換を行いながら、職制が主体性をもって検討を行ってきたところであり、それに伴い職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、交渉・協議を行ってきたところである。

その結果、市長部局等においては、約340人に相当する新規・拡充事業に対応しつつ、約710人に相当する事務事業を見直すなど、事務事業の再構築に取り組んでまいりたいと考えており、今般、そのために必要な業務執行体制について一定の目途がたったところである。

来年度に向けては、仕事と人のあり様について十分に精査しつつ、各所属・支部において十分な交渉・協議を行ってきたところであり、そこでの議論を十分尊重したうえで、必要な職員配置を行ってまいりたいと考えているので、よろしくごお願い申し上げます。」

組 合「ただ今、市側から次年度の業務執行体制について、「所属・支部におけるこの間の協議内容を踏まえ、市民サービスの低下を来たすことなく、また、行政責任を確保しつつ、職員の勤務労働条件を確保したうえで、業務内容・業務量に見合った体制としてまいりたい」との回答があった。また、要員配置については、「平成22年度における業務の執行に必要な体制を職員定数としたうえで、年度当初に配置してまいりたいと考えており、各事務事業の『仕事と人』のあり様について、年度末に向けて今後とも誠意をもって協議を行ってまいりたい」との考え方が表明された。

我々は、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するサービスを提供するためには、業務内容・業務量に見合った執行体制が不可欠であり、市民生活を支える行政内容の質や水準を低下させないためにも、労働強化をきたさない要員配置が必要との立場で、「仕事と人」の関係を基本に、この間、市職本部・市側、支部・所属において真摯な労使協議を行ってきたところである。今日まで支部・所属で協議・合意されてきた内容については、当然、市側として尊重すべきであり、なお継続して協議が必要な場合は誠意をもって対応するよう求めておく。

また、「経費削減の取組」については、具体的な交渉・協議もなく、一方的に公表されたものであり極めて問題であると認識しているが、掲げられた職員数の削減について「仕事と人」の観点からの検証が必要であり、市側としての認識を質しておきたい。

さらに、市側においては、本年2月に「新たな市政改革の骨子（案）」を公表し、事務事業の再構築、今後の施策展開や組織体制、目標設定のあり方等についてさらに分析を進め、本年秋頃を目途に「新たな市政改革素案」をとりまとめるとしている。今後、具体内容にかかわって職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、十分な交渉・協議を行うよう求めておく。

そのうえで、数点にわたり指摘しておきたい。

まず、新規職員の採用、とりわけ事務職員の採用については、採用凍結が解除されたものの、将来の組織構成、組織や行政業務の継続性、組織の活性化、人材育成、施策としての雇用促進の観点からすると採用数について不十分であり、また、高卒程度の職員の採用など、改めて、採用規模の拡大を求めるとともに、技術職員の採用についても再開するよう強く求めておきたい。

次に、「一般職任期付職員制度（４条任期付職員）」の具体運用がはかられたが、任期に定めがあることから終期を明確に設定しにくい業務や「一定の期間内」の見極めが困難である業務への活用などは問題をもつものであると認識している。必要要員は基本的に正規職員を確保すべきであり、安易な制度活用については許されるものではないと考えているが、今後、活用にあたって職員の勤務労働条件に影響が生じる事項については、十分な労使交渉・協議を行うとともに、将来にわたって使用者としての責任を回避することなく、配置にあたっては職場混乱が生じないように、誠意をもった対応を求めておく。

また、市民生活にかかわりをもつ保健・医療・福祉・教育部門の現場実態は、この間も指摘し、市側としても認識していることが明らかにされているが、市民サービスや勤務労働条件の低下を招かないためにも、こうした現場からの提起について、真摯に受け止め、行政責任・使用者責任を回避することなく、支部・所属との協議が尽くされるべきであり、引き続き市側の誠意ある対応を求めておく。とくに、弘済院の経営形態のあり方については、運営形態の見直しに向けた作業が当該所属を中心に進められているが、組合員にかかる勤務労働条件について、支部・所属での交渉・協議はもちろんのこと、市側としても誠意ある対応と市職本部との交渉・協議を行うよう求めておきたい。

最後に、たとえ年度途中であっても、要員確保にかかる問題が生じれば、その解決に向け誠意をもって交渉・協議するよう求めておく。」

市 側「ただいま、私どもの回答にかかわって、委員長から数点にわたるご指摘があったところである。

本市ではバブル経済の崩壊と経済成長の鈍化などにより財政危機が顕在化したことから効率的・効果的な財政運営を目指して平成18年度から平成22年度を目途に市政改革をすすめてきたところである。さらに昨年2月にはこの市政改革を残る2ヵ年で着実に達成するための具体的対策を「経費削減の取組」としてとりまとめ、市政のあらゆる面からの抜本的な改革に取り組んできており、経費削減や職員数の削減等、市政改革における当初の目標については達成できる見込みとなっている。

また、平成20年12月に市政改革検討委員会を設置し、平成23年度以降の「新たな市政改革」の取組みについての検討をすすめ、先ごろ、「新たな市政改革の骨子(案)」を公表したところである。今後は、この骨子(案)をもとに新たな市政改革の具体的な取組みの検討をすすめ、本年秋を目途に素案を取りまとめることとしており、平成23年度以降の施策・事業の再構築にあたり職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には、誠意をもって協議してまいりたい。

新規職員の採用に関わっては、組織の活性化や職員の士気の向上、あるいは行政サービスの継続性の確保といった観点から、将来の大阪市を支える優秀な人材の確保は重要であると考え、昨年度から必要最小限の範囲での採用を再開したところである。将来の組織運営、組織の活性化、技術継承の観点からは今後も一定の採用が必要と考えているところであるが、職員の採用・配置にかかわっては管理運営事項として職制が主体性を持って検討すべき課題であり、本市が直面する危機的な財政状況の克服に向けた取組みが何よりも必要であることを念頭に据えながら、今後の新規職員の採用者数や採用を行う職種については検討してまいりたい。

一般職任期付職員制度（４条任期付職員）であるが、本市の複雑かつ多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに公務の効率的運営を確保するため、一般職任期付職員制度（４条任期付職員）の導入を行ったものである。業務執行体制の確立にあたっては事務事業の精査をくわえながら必要な体制を確立する必要があると認識しており、一般職任期付職員制度の運用にあたっては法の趣旨を踏まえるとともにご指摘も勘案しながら

(裏面へつづきます)

適切に対処してまいりたい。

保健・医療・福祉・教育現場の現場実態がこの間の厳しい経済状況を反映し、きわめて厳しいものであることは認識しており、弘済院のあり方も含め、円滑な業務執行体制を確立するためには所属・支部における十分な交渉・協議が必要であると考えことから、総務局としても所属と連携し誠意を持って対応してまいりたい。

また、職員の勤務・労働条件に支障が生じる場合には年度途中であっても関係所属と連携し、誠意を持って対応してまいりたいと考えているのでよろしくお願い申しあげる。」

組 合「ただ今、市側から再度、回答があったところである。

我々は、市財政の現状について楽観視しているものではなく、市民生活を支える自治体としての的確な施策展開や市民サービスを提供することは極めて重要であり、行政内容の質や水準を低下させないためにも、労働強化をきたさない要員配置が必要との立場であることを改めて申し上げておきたい。

いずれにしても、2010年度要員問題については、業務執行体制を確立するギリギリの段階に至っていると認識するところであり、不満な内容もあるが、市側から我々の指摘に対して引き続き誠意をもって対応することが表明されたことから、そのことを前提に基本的に了解してまいりたい。」

以 上